

## 入学時納付金・授業料・諸経費等

入学手続き (入学時納付金) <span style="float: right;">納入期日：合格者説明会の前日まで</span>			
A 静進情報入学金	B 連携先納付金	C 施設設備費 ※3・4	合計 (A+B+C)
100,000 円	10,000 円	(1) 一括 200,000 円	(1) <b>310,000 円</b>
		(2) 年分割 100,000 円 <small>2年時 50,000円・3年時 50,000円</small>	(2) <b>210,000 円</b>
		(3) 月分割 6,000 円 <small>6,000円×33ヵ月・2,000円×1ヵ月</small>	(3) <b>116,000 円</b>

<注意事項>

1. 上記納付金は合格者説明会の前日までに納入下さい。(指定のある場合はその日まで)
2. Bの連携先高等学校納付金(入学金9,000円、選抜料1,000円)については、本校の連携校である科学技術学園高等学校の納付金です。
3. Cの施設設備費においては、納入方法を(1)~(3)より選択できます。本来は一括納入頂くものであり、在学中に全額納入となります。
4. Cの施設設備費における(2)及び(3)の納入方法については、納入を免除するものではありません。

授業料 <span style="float: right;">納入期日：2021年3月31日</span>						
世帯年収の目安 <small>(あくまで参考として下さい)</small>	① 本校授業料 【月額】	② 国の就学支援 【月額】	③ 県授業料減免 【月額】	④ 本校学費減免 【月額】	①-②-③-④	
					合計【月額】	合計【年額】
270万未満程度	50,000円	-33,000円	-9,750円	-7,250円	<b>0円</b>	0円
270~350万未満程度	50,000円	-33,000円	-4,800円		<b>12,200円</b>	146,400円
350~590万未満程度	50,000円	-33,000円			<b>17,000円</b>	204,000円
590~700万未満程度	50,000円	-9,900円	-23,100円		<b>17,000円</b>	204,000円
700~910万未満程度	50,000円	-9,900円			<b>40,100円</b>	481,200円
910万以上程度	50,000円				<b>50,000円</b>	600,000円

<注意事項>

1. 授業料については、「毎月納入」または「年額一括納入」を入学時に選択できます。
2. 納入時期は、毎月納入の場合は「前月末日」、年額一括納入の場合は「前年度3月末日」となります。
3. 就学支援金、県授業料減免および本校学費減免については、前年度3月末日までに課税証明書(親権者全員分)の提出があった場合に限り、4月納付金より差引調整を行います。

その他の納付金 <span style="float: right;">納入期日：2021年3月31日</span>			
項目	【月額】	【年額】	備考
連携先高等学校授業料	8,500円	<b>102,000円</b>	※「毎月納入」か「年額一括納入」を入学時に選択できます。
学年費・教材費(年間)	-	<b>12,000円</b>	※「一括納入」のみ。前年度の3月末日までに納入。
生徒会費(年間)	-	<b>2,000円</b>	
保護者会費(年間)	-	<b>1,000円</b>	

その他の諸経費 <span style="float: right;">納入期日：2021年3月31日</span>		
項目	【年額】	備考
教科書教材費(年間)	<b>11,617円</b>	※2020年度生実績。前年度3月末日までに納入。
日本スポーツ振興センター保険料(年間)	<b>1,720円</b>	※2020年度生実績。保険料は改定される場合があります。
自転車保険(3年間分) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">希望者のみ</span>	<b>4,630円</b>	
制服代 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">希望者のみ</span>	<b>約80,000円</b>	※購入希望者のみ。本校は私服登校でも可です。

# 公的支援制度

## (1) 高等学校等就学支援金制度 ※拡充

2020年4月より高等学校等就学支援金制度が改定されました。

私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準(396,000円)まで引き上げられ、私立高校授業料の実質無償化が実現されました。

高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒達を対象に支給されます。(設置者代理受領)尚、高等学校等就学支援金については、学校への申請手続きが必要になります。

[世帯別にみる支援額一覧表]

参考世帯年収 (目安として下さい)	判定基準額 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 (※ただし政令市に納税している場合、この式の調整控除の額に3/4を乗じた額を減額する。)	就学支援金の 支援額 [年額]	就学支援金の 支援額 [月額]
270万円未満程度	0円(非課税)	396,000円	33,000円
270～350万円未満程度	1円以上 48,300円未満	396,000円	33,000円
350～590万円未満程度	48,300円以上 154,500円未満	396,000円	33,000円
590～700万円未満程度	154,500円以上 203,100円未満	118,800円	9,900円
700～910万円未満程度	203,100円以上 304,200円未満	118,800円	9,900円
910万円以上程度	304,200円以上	0円	0円

## (2) 静岡県授業料減免制度 ※新設

2020年4月からの国の行う高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、静岡県の授業料減免制度が拡充されました。これにより年収約700万円未満程度の世帯においてさらなる支援拡充を受けることが可能になります。

年収約700万円未満程度の世帯においては、国の就学支援金制度と合わせて上限513,000円[年額]を超えない範囲で授業料が補助されます。尚、静岡県授業料減免制度(私立専修学校等授業料減免事業助成金)については、就学支援金同様に学校への申請手続きが必要になります。

[世帯別にみる補助額一覧表]

参考世帯年収 (目安として下さい)	判定基準額 国の就学支援金制度の判定基準額による。	補助の上限額 国の就学支援金制度の支給額と合わせた額。	授業料補助額 [年額]	授業料補助額 [年額]
270万円未満程度	上記(1)の判定基準と同じ。	総額513,000円を超えない。	117,000円	9,750円
270～350万円未満程度		総額453,600円を超えない。	57,600円	4,800円
350～590万円未満程度		—	0円	0円
590～700万円未満程度		総額396,000円を超えない。	277,200円	23,100円
700～910万円未満程度		—	0円	0円
910万円以上程度		—	0円	0円

## (3) 静岡県私立高等学校等奨学給付金制度 ※一部拡充

国が行う高等学校等就学支援金制度とは異なり、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の所得以下の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費が支援されます。尚、奨学給付金制度については、学校への申請手続きが必要になります。

対象となる世帯の区分 (静岡県内に在住していること)		高等学校等の種類及び課程等	
		私立の通信制以外	私立の通信制
1.生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定により生業扶助（生活保護）が決定している世帯		52,600 円 (年額)	52,600 円
生業扶助（生活保護）が決定されていない世帯	2.保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（1.3.を除く）	103,500 円 (年額)	38,100 円
	3. 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の高等学校等に通う高校生等および当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（1.2.を除く）	138,000 円 (年額)	38,100 円

## 本校の支援制度

### (1) 学校法人駿河学院が行う就学助成制度

本校に入学した生徒のうち、経済的理由等により学費支払が困難な方に対して、国や県の制度とは別に、学校独自の就学支援制度があります。 ※学校への申請手続きが必要になります。

条 件	助成・減免の額
1. 本校に在籍し、且つ、助成対象者の親権者の県民税と市町村民税所得割額の合計が 0 円（非課税）の者。	87,000 円
2. 親権者の死別その他やむを得ない事情による家計の急変により、学費等の納付が困難であると校長が認めたとき。	102,000 円

### (2) 兄弟姉妹減免制度

学校法人駿河学院の設置する学校（駿河学院・藤枝学院・清水学院・静進情報）に兄弟姉妹が在籍もしくは卒業している場合、また保護者が卒業生の場合、施設設備費の一部が免除されます。

条 件	減 免 額
1. 兄弟姉妹が学校に在籍している場合（10 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 100,000 円に減免
2. 兄弟姉妹または保護者が卒業生の場合（5 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 150,000 円に減免

(1)(2)においては、就学助成対象者が年度途中で休学または退学した場合は、助成の全部または一部が取り消され、取り消された助成金額全額の返還義務を負います。